

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第145号
事故等種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成24年8月15日（水） 15時20分ごろ
発生場所	千葉県館山市北条海岸沖 館山市所在の館山港防波堤灯台から真方位029° 1,800m付近 （概位 北緯35° 00.1′ 東経139° 51.4′）
事故等調査の経過	平成24年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ METAL WORK 1、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	232-40253千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか2人を乗せた被引浮体（トローリングデッキ）をロープでえい航して北条海岸沖を遊走中、平成24年8月15日15時20分ごろ、被引浮体が、海岸近くで停船していた無人の水上オートバイに衝突し、搭乗者Aが負傷した。 搭乗者Aは、右足下腿部開放骨折を負った。 搭乗者3人は、救命胴衣を着用していた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、北条海岸沖において、被引浮体をえい航して遊走中、被引浮体が海岸近くで停船していた無人の水上オートバイに衝突したことから、搭乗者Aが負傷したものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、衝突して搭乗者Aが負傷するに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、北条海岸沖において、被引浮体をえい航して遊走中、被引浮体が海岸近くで停船していた無人の水上オートバイに衝突したため、発生したものと考えられる。